

令和6年門審第10号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年7月13日20時56分少し過ぎ  
山口県下関漁港

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A  
総トン数 339トン  
全 長 60.49メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出 力 1,340キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成13年2月に進水した船尾船橋型鋼製漁船で、操舵室前部中央に操舵スタンド、その右舷側に機関遠隔操縦装置、左舷側にレーダー2台及びGPSプロッターをそれぞれ備え、a受審人ほかインドネシア共和国籍の技能実習生等2人を含む7人が乗り組み、回航の目的で、船首4.5メートル船尾5.1メートルの喫水をもって、令和5年7月8日23時45分長崎県調川港を発し、山口県下関漁港所在の造船所に向かった。

a受審人は、途中、長崎県鷹島西方沖合で仮泊し、越えて13日12時00分同沖合を発進した後、船橋当直者に操船を任せ、在橋したまま玄界灘を東行した。

ところで、下関漁港の山口県彦島と北側の本州本土との間にある小瀬戸は、逆S字形の狭水道で、同瀬戸西口に彦島大橋が架設され、同大橋から約300メートル東方に大角度変針を要する可航幅が約100メートルの屈曲部があり、その約1,100メートル東方に造船所が所在していた。

a受審人は、20時48分下関漁港に入域し、次席一等航海士に代わって操舵スタンド後方に立って操船に当たり、同航海士をレーダーの後方に、技能実習生を操舵室右舷側にそれぞれ配置して見張りに当たらせ、20時51分半少し過ぎ小瀬戸導灯（前灯）（以下「小瀬戸前灯」という。）から309度（真方位、以下同じ。）1,280メートルの地点で、針路を小瀬戸前灯の灯光に向く129度に定め、10.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

20時52分半僅か過ぎa受審人は、小瀬戸前灯から309度970メートルの地点に達し、彦島大橋まで500メートルとなった

とき、造船所の岸壁までまだ距離があるので、岸壁近くで減速すればよいと思い、減速して小瀬戸を航行するなど、減速措置を十分にとらなかつた。

a 受審人は、20時54分少し過ぎ小瀬戸前灯から309度440メートルの地点に至って小瀬戸に入航し、20時55分少し前小瀬戸前灯から309度240メートルの地点で、左舵一杯として左転を始めたものの、彦島北岸屈曲部の浅所に向かって続航し、20時56分少し過ぎ小瀬戸前灯から352度200メートルの地点において、Aは、船首が010度を向き、8.0ノットの速力となったとき、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の東風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、推進器翼の欠損及び右舷ビルジキールの圧損等を生じたが、後に修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、下関漁港において、狭水道の小瀬戸を航行する際、減速措置が不十分で、彦島北岸の浅所に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、下関漁港において、狭水道の小瀬戸を航行する場合、浅所に乗り揚げることのないよう、減速して同瀬戸を航行するなど、減速措置を十分にとるべき注意義務があつた。しかるに、同人は、造船所の岸壁までまだ距離があるので、岸壁近くで減速すればよいと思い、減速措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、彦島北岸屈曲部の浅所に向かって進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至つた。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を  
1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年10月23日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二